

委員長 開 会（午前9時00分）
署名委員 三木委員、飯高委員

委員長 おはようございます。
ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。中川委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、三木委員、飯高委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおり、継続審査案件として公共下水道事業に関することについての審査の他、3月定例議会提出予定議案、各課報告事項等について受けてまいります。

はじめに、1、継続審査についてを審査することと致します。公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課 それでは継続審査であります公共下水道事業に関することについて、ご報告いたします。

まず、県が施工いたしております流域下水道事業の1月末時点におけます進捗状況でございますが、安堵町におけますポンプ場に設置されます機械設備につきましては、機器の製作が完了し、据付工事が進められております。また、電気設備につきましても機器の製作中でございます。平成17年3月の完成を目指し、順調に工事が進められておる状況でございます。

次に、竜田川幹線管渠第4工区工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましては、シールド掘進作業が順調に進められており、現在約52%の進捗率であります。

次に、町公共下水道工事の進捗状況でございますが、龍田汚水幹線管渠工事2件、及び9月に発注いたしております、法隆寺西1丁目地内におけます管渠埋設工事2件、また、10月に発注いたしております測量設計業務委託8件、それぞれにつきまして順調に作業が進められており、全て年度内に完了する予定でございます。

また、供用開始に向けての準備作業と致しまして、公共下水道の整備が完了いたしております区域の自治会を対象に、公共下水道への接続についての説明会を進めておりますが、今日現在で、対象28自治会のうち、20の自治会の説明会を済ませており、残りの自治会につきましても、3月20日に全て完了できるよう、日程調整を終えております。

以上簡単ではありますが、継続審査であります公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 説明会ですが、精力的にいただいていることについては敬意を表する訳ですけれども、21自治会終わったということですが、住民より町に対しての要望で、特に必要なことというのですか、重要などころがありましたら、お聞かせ願いたい。

下水道課長 まず、住民からの意見等についてでございますが、排水設備に関する接続義務についての問題や技術的な問題、それと業者についての行政としての相談というような質問が主でございますが、それに付随しまして改造費用に関する問題を質疑等、ご相談して頂いている状況でございます。それぞれに対しまして、行政と致しまして、万全の体制で望まして頂くという形で、ご説明、ご指導させて頂いております。

吉川委員　もう1点、この前の委員会で視察をした訳なんですけど、これから下水道が完備されていくと、今まで使っていた浄化槽が不要になりますね。それで、水を貯めて、利用したらというご意見もある訳なんですけど、その後の考え方の纏めと申しますか、町の考え方の纏めが出来ているのかどうか。

下水道課長　現在、町と致しまして、国庫補助事業として採択していただけるよう、協議を進めており、次年度に具体化した段階で、再度要綱等、この委員会でご相談させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

吉川委員　次年度というのは16年度で考えてもらえるということですね。

(はいの返事)

委員長　吉川委員よりご質問ありました説明会の時に、いろいろな質問あるかとは思いますが、出来るだけ詳細に渡って、親切に説明していただきたいと思っております。

委員長　他にないようでしたら、これをもって質疑を終結致します。本件については、説明を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

委員長　次に、2番、3月定例会に付議が予定されている議案について、予め説明を受けることと致します。

はじめに、(1)平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についての内、当委員会所管に関する内容について理事者の説明を求めます。

観光産業　資料1をお願いしたいと思います。説明に入らせてもらいます前に、

課長

少し訂正をお願いしたいと思います。上から3つ目の表でございます。農業費県委託金の中で、補正額66万8千円、計35万2千円の減となっておりますけれど、これが補正額35万2千円の減、計で66万8千ということでございまして、訂正の方をお願いしたいと思います。

それでは説明に入らせて頂きたいと思います。はじめに歳出から説明いたします。一番下でございますけれども、第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費、第15節工事請負費でございます。225万7千円の減額でございますが、県単土地改良事業2件と町単土地改良事業1件の入札によります執行残の減額であります。なお、この減額に伴いまして歳入ですが、上から2つ目の表でございます。県単土地改良事業の補助金32万8千円と農業委員会補助金、松くい虫防除事業費補助金について、県の割当減によりまして合計62万5千円の県補助金の減額であります。次に、一番上の表でございます。県単土地改良事業と町単土地改良事業の工事費減に伴いまして、地元分担金の合計103万4千円の減額をお願いするものであります。次に上から3つ目ですが、県委託金として102万円を計上いたしておりましたが、県の割当減に伴いまして、米の生産調整推進対策費で35万2千円の減額をお願いするものでございます。簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受け致します。

(質疑なし)

委員長

ないようですので、次に、(2)平成15年度水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課
長

それでは、平成15年度水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきたいと思います。まず、資料2をお願いいたし

ます。

(資料2の朗読により説明)

上水道課長 この内容につきましては、上水安全対策事業として企業債が許可されたことにより、1,700万円の増額をお願いするものでございます。以上簡単ではございますが、説明と代えさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受け致します。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、次に、(3)町道廃止についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 3月定例議会提出予定議案であります町道廃止についてであります。かかるがパークウェイモデル区間及び都市計画道路法隆寺線の一部供用開始にすることによりまして、重複する区間を廃止するものであります。詳細につきましては、お手元に配布しております資料3に基づきましてご説明を申し上げます。

初めに位置であります。管内図で場所を示しておりますパークウェイと法隆寺線が交差するところから、南へ至る区間であります。

次にその内容につきましては、裏をご覧頂きたいと思っております。法隆寺線は町道4014号線で、廃止する区間につきましては、路線上のところに町道468号線がありまして、その路線の延長が141.4メートルが重複するというので、実線で示させて頂いております。またその場所は町道401号線からパークウェイ交差点であります、交差点の468号線のゼブラ部分までであります。以上が廃止をお願いしようとする区間であります。以上簡単であります。町道廃止に

係るもののご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受け
致します。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、以上3月定例議会提出予定議案については、予
め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について、町営住宅募集について報告を求めま
す。

建設課長 町営住宅の募集についてであります。前回の委員会で募集につい
て報告を致しましたが、その後の状況を報告いたします。

募集については長田団地A棟1戸、目安北団地1戸を1月の広報に
おきまして住民周知を図りまして、募集を行ってきたところござい
ます。用紙の配布につきましては1月13日から1月26日の間で、
受付期間につきましては1月19日から1月30日までの間で受付を
行いました結果、長田団地の受付件数6件、目安北団地の受付件数が
18件でありました。その後受付を行いました方々の実態調査を行
いまして、申請どおりを確認したところであります。今後入居者選考委
員会、2月27日に予定しておりますが、開催をしていただきまして、
ご審査の上、入居決定を行ってまいりたいと考えております。

以上簡単であります。報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受け
致します。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、他に理事者から報告することはありませんか。

(報告事項なし)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したという
ことで終わります。

続いて、その他について委員より何か質疑があればお受けいたします。

飯高委員 河藪橋交差点の件ですが、去年の暮れにご報告いただきまして、その
後の進捗ということで進んでいるとは思いますが、内容をお聞かせ願いたい
と思います。

建設課補 河藪橋の進捗状況ですが、今現在、東詰めの待避所については、設
計を業者が決まり、してもらっているという状況です。年度末には設計
関係を全て出来るものと聞いております。また、西詰めにつきましても、
今現在、地権者と協議を進めている状況です。纏まれば、整備も可能かと思
いますが、現在、地権者の方と境界等の関係の問題を処理している状況です。
取付看板につきましても、今現在、児童横断の看板につきましても、置ける
ところがありませんので、その設置が出来た時点で、16年度で施工するとい
うことで聞いておりますので、出来た時点で設置できるものと考えておりま
すので、現在、調整中及び設計を組んでいるということで、進んでいるとい
う状況です。

飯高委員 進捗状況を地元の自治会の方にご報告されているんですか。

建設課補 取りまとめに関しましては、環境対策課でしてもらっていますので、
3月に文書で状況を報告するというで聞いております。

吉川委員 先程報告のあった都市計画道路法隆寺線と町道401号線の交差す

るところの安全対策について、どう考えておられるのか。都市基盤でもパークウェイと405号線ですか、聞いた訳なんですけど、建設課としてどう考えておられるのか。

都市整備
課長

パークウェイと法隆寺線の交差点ですが、現在法隆寺線の交差点から北側の部分、これはまだ工事が出来ていないということで、車の通行がない。また、東側についても服部川までの用地買収は出来ていますが、通行できる状況にはなっていないということで、法隆寺線とモデル区間を単に繋ぐということになっておりまして、4差路という状況にならないということです。その辺の対応について警察と協議をいたしまして、ゼブラ等を引きながら、通行をしていただくと。法隆寺線からパークウェイに入るように誘導する様な形で、ガードレールを設置して、パークウェイへそのまま入ってもらおうと。また、パークウェイから来た場合はそのままスムーズに法隆寺線へ曲がってもらおうというような形での整理をしてもらっているという状況でございます。

吉川委員

今、説明があったのは468号との交差点ですね。401号線と法隆寺線との交差点。この前はパークウェイと405号の交差点を聞いたわけですが、今、都市整備課で答えられたけども、401号線の管理は建設課でやっておられるように思うので、法隆寺線は都市整備課ですね。町道401号線は建設課でしょ。その辺の、お互いに安全対策についての打ち合わせはどうなっているのか

都市整備
課補佐

今、ご質問いただいております町道401号線と法隆寺線の交差点のところなんですけど、西和署及び県警規制の本課とも協議をさせて頂いておりますが、T字路となりまして、計画は右折レーンを含めます3車線の法隆寺線と服部道の交差点になるんですけど、T字路ということでございます。現在、交通量からは一旦停止の規制等は採れないということ、はっきり言われておりまして、その為に2車線に絞り込み

まして、先日都市基盤でご答弁させていただきましたように、2車線に絞り込むと、出も1車、入りも1車というかたちの絞り込みを行いまして、安全を図っていくと、こういうことで協議が進んでございます。

吉川委員 2車線に絞り込むというのは法隆寺線の方を2車線に絞り込むと言うことですね。

都市整備
課補佐 委員のおっしゃるとおりです。

吉川委員 401号線をよく通るわけですが、やはりパークウェイが出来てそちらにも廻るかも分かりませんが、どうしても近道というか、馴れた道路というか、401号線を通るわけです、真っ直ぐ。2車線ということですので、どうしても広い道路は優先というか、そういう感覚を運転者に植え付けるように思うんです。どちら側が一旦停止して確認するのか、今の時点で分かってあったら教えて下さい。

都市整備
課補佐 現在、都市計画道路の幅員も1車が3メートル、町道401号線の幅員も2車に分けておりませんが、全体で6メートルと、ほぼ3メートルずつ程度でございます。主従がどちらにあるのかという問題があるんですが、現在、公安委員会との協議の中では、主従を決めて、一旦停止の規制をするという状況にはなっていないと、はっきり言われておりまして、現在では状況をみながら車の通行に任せるといふようなところになってございます。

吉川委員 車の一旦停止に任せるといふことですが、はっきりしておかないと、事故が起きないかなと心配するんだけど、それは大丈夫ですか。

都市整備
課補佐 警察との協議の中ではT字路になってございますので、出てくる方がどうしても曲がらないといけないということで、左右を確認しながら出てくると、服部道は直進する車も多くございますので、直進する

車は恐らく止まらないだろうと、法隆寺線から出てくる車は一旦停止をしながら出てくるだろうというようなことで考えられております。

吉川委員 事故の起こらないように、ここも、16日質問させてもらったところも、安全対策には万全を期してもらいたいということをお願いしておきます。

委員長 小吉田の401号線の交差点、法隆寺線の方で白線歩道付けてもらえないかな。交通量がきついと、北から法隆寺線を下ってきたら、小吉田の旧のところで、事故起きる懸念があるということでは言われているのに、法隆寺線のところで、一旦停止の白線してもらったら、止まって確認して、であったらいいかなと思う。白線歩道なかったら人は通りにくいし、車もそのまま出てしまうさかい、事故はやっぱ多いと思いますわ。公安委員会で今の状態はどないもできんと言われれば別だけど、一旦停止する白線と歩道付けてもらったら、安全かと思えますけど、それは出来ませんか。

都市整備課補佐 交通安全に対しまして、協議の中では、出来れば一旦停止ということで、町からも公安委員会へ要望はさせて頂いておりますが、現在の状況では一時停止の規制は掛けられない。歩行者の交通量の関係から横断歩道も引けない、というようなことで、状況を見ながら場合によれば、再度要望を挙げていくという形になろうかと思っております。

委員長 以前、議長からもこの話が出たと思いますが、公安委員会と相談の上で早急にしていきたいと思えます。

三木委員 竜田交差点の件でお尋ねします。昨日も昼から、交差点の信貴山の方から竜田交差点に当たるところ、朝の通勤ラッシュの時に大変混雑するということで地元から相談がございまして、混むというのは朝の右折ですね、竜田川に向かう25号線、この右折がために、そこで2、

3台右折があると止まってしまうということで、この右折の解決方法がないかということで担当の方にもご相談申し上げました。昨日2時から西和署、警察本部、環境対策、地元等、立会のもとで話し合いをしました。結果的には最善のということにはなかったんですが、どうしても交差点が狭いということで、役場の方から行って、信貴山に上がるところの直線の白線を引こうかということで、それを目安にして逆に信貴山から下りてくるのが、この白線のところで止まるということで、そういうことで落ち着いて、国土交通省との打ち合わせをして、近日中にその返事をいただくということになったんですが、実はこういうこともあるということなんですが、実は、交差点のことで先日、8月28日付で浅井委員長名で郡山土木宛てに奈良県道路及び河川の改良事業、維持管理に関する要望についてというところで、第1の道路整備について、第2、国道168号線の交通量が年々増加し、第2阪奈道路の供用もされたことにより、早期の拡幅改良をされたいという要望書を出したんですが、それに対しての、168の交差点について郡山土木の方からは、国道25号との交差点の混雑解消のため、地元及び斑鳩町の協力を得て、交差点改良計画を進めているところであり、年度内に地元関係者に事業説明を行い、協力要請する予定ですと、答が返って来ているのですが、この件について非常に、朝夕、竜田の交差点、混雑が激しいのですが、現状、県の工事になるんですが、町としてどの程度、この件について把握しているか、先程の朝夕の混雑もありますので、把握している範囲でお聞かせ願えますか。

建設課長

今ご指摘の国道168号線と国道25号線の龍田大橋の交差点の関係ということですが、議員が申されているように8月に土木に要望活動を建設水道常任委員会でしていただきました。その際にも、先程県からの報告は言われておるんですけども、町としてもこの事業につきましては、平成15年度当初から県と協議しながら、地元調整をしてきました。そういった中で、まず、測量調査については6月の初め頃に、測量調査をしたいということで地元をお願いしまして、関係者に

その了解を得て、調査をしてきました。一方、その間、事業を進めるについては右折レーンの確保ということで、どうしても民地のご協力をお願いしなければならないということもありまして、関係者の方々に事業説明を県でしていただくのに、同行いたしまして、ご理解を頂くように進めてきました。そういった中で、一応測量はできまして、詳細な計画図面の作成が出来上がりまして、その説明をもとに、地権者の方々の、境界、官民境界、または民民境界のお願いをしてきました。この測量の立会については、1月19日に立会を致しました。ただし、その内、お一人の方についてはこちらに居られないということがありまして、日程がなかなか調整が出来得なかったということがありまして、3月の初め頃に調整を今現在していただいているという状況です。その境界が確認できますと、ご協力をお願いします土地の面積なり、また条件的な資料が整いますので、そういった関係で今後県がその関係者と交渉を重ねられまして、事業を進めて行かれるという状況であります。特に町としても、県の事業の関係でもありますので、地元の調整をしながら、同じように進めていきたいと考えております。

三木委員 詳しく説明いただきましてありがとうございます。それと、1件だけ角のところがまだ、建っているが、その事も含めて、今のお話の交渉中であるということだと思いますが、最終的には何台ぐらいが右折レーンで並んでということになるんですか。

建設課長 なかなか基本的な、通常の右折レーンをしようとする距離的に長くなると。県としてはそういった形ではなく、少しでも多く止められる形で今現在計画をされておられます。先程もいいましたように、それについては関係者の協力が必要なんですけど、なかなか難しい方も居られるように、交渉の中で感じていますが、ですから、出来る範囲、最大限の確保をしていきたいと県で考えておられますので、今後その関係者とも交渉が進むについて確定していくということになると思います。

飯高委員 水道関係なんですけど、消火栓なんですけど、実際には消火栓の位置というのは、距離が120メートルで、消火栓位置図では決まっているんですけども、いろいろ聞いてみますと、ここに消火栓がほしいとか、という形で要望もあって、するんですけども、そういう所というのは、実際は管が50ミリであるところで、消火栓の設置、消火栓であれば75ミリから必要になってくると、そういう箇所もあってするんですけども、町としてはそういう要望というのは今現在聞かれていますか。

総務部長 我々の方では消火栓を、もう少しつけて欲しいという要望はあることはあるんですけども、委員がおっしゃってありましたような理由でどうしても付けることによって、いわゆる、水圧があればいいんですけども、そういった関係で出来ないというようなこともあって、説明をさせてもらっているところもあります。どの地域かということは今、資料がございませんけれども、そういった要望があることはあります。

飯高委員 今後その要望に対しての対処、よろしくをお願いします。

委員長 今の消火栓の件ですが、総務関係になると思いますが、私も言われて要望したが、一応120メートルの円の範囲ということで75ミリしか消防のホース使えませんので、やはり管の細いところでは引っぱれないということで、部長のいわれるとおり。しかし、住民からしたら、欲しいと、以前の50ミリぐらいしか入ってないから圧も低いだろうという問題で、いろいろあるんですけども、元から取って、消火栓のところは出来るだけ圧をきつくして、2つぐらい消火の時に使えるような形にさせていただいたらいいと思います。今言われる所、はっきり分かりませんが、やはりいざというときに、防災訓練をしてもらって、水を自治消防隊の人があげたら、西和署が来て上がらないというような状態は不便を感じますので、やはり消火栓のところは75ミ

リを入れるような管の付設をしてもらいたいと思います。これは私も以前に消防にいて、いろいろ聞いたが、役場で円を描いていただいたら、これはここにあるからだめですというのが殆どでした。飯高委員の言われることを、飯高委員も消防活動されておられますので、いろいろお聞きされると思いますが、私からもよろしくお願ひしたいと思います。

他にございませんか。

吉川委員　　まず、町内の国の一級河川、もし二級があれば二級、県の一級河川、これも同じく二級があれば教えていただきたい。それから町の準用河川について、どこにあつて、その管理はどこがされているのか、教えていただきたい。

建設課長　　町内の河川の管理者及びその河川の級等についてのご質問ですが、町内の河川の管理につきましては、河川を臨みまして指定された一級河川の管理者は国土交通省がされております大和川であります。二級河川の管理者につきましては都道府県が管理されているものとして。

吉川委員　　先に町内で国の一級河川、二級河川、県の一級河川、二級河川があるのなら先に教えて下さい。

建設課長　　町内の国の一級河川は大和川です。県の一級河川は竜田川、富雄川、三代川、服部川、イツボ川、秋葉川の6河川があります。町の準用河川につきましては、三代川の上流端であります、国道25号線のところから、それから北へ上りまして、通常、八笠下川と呼んでおりますけども、これにつきましては三代川の上流端になります国道25号線から上流を向いて、場所的に名称をいいますと、長谷川鐵工がございまして、北へ上ったら町道がありまして、その町道から左へ曲がった、長谷川鐵工までの間、延長320メートルにつきましては、準用河川という位置付けになっております。

吉川委員 河川は分かったので、その管理は。

建設課長 河川の管理につきましては、先程もいいましたように、国の一級河川につきましては国が管理されているということでございます。県の一級河川ということですが、河川法でいいますと、二級河川というのがあります、これが県の一級河川に該当するということでございます。これにつきましては6河川につきましては県で管理されております。準用河川につきましては町で管理をしている状況でございます。

吉川委員 次に、土地改良法第36条第8項で出来た用排水路の斑鳩町内にある水路とその管理はどこでしているのか、聞かせて下さい。

観光産業課長 今おっしゃっていただいております、土地改良法第36条第8項という事でおっしゃっていただいておりますが、この部分は員外受益者としての規定の部分であります、質問をいただいておりますのは、土地改良区で整備をされた状況だというように考えておりました、法隆寺東部土地改良区が施工されてからの水路等につきましては、非常に多くのものがありまして、全体を把握しておらない状況でございます。この施設の管理についてですが、水利権をもっております、当該改良区と考えております。

吉川委員 用排水路ということを申し上げましたけども、ひよっとしたら用水路かもしれませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、法隆寺東部地区の住民の皆さんへ、ということで西谷議員からこの1月にビラが配布されております。このビラを読まれたかどうか、このビラの見解について、町の考え方をお聞かせ願ひたい。

観光産業 まず、ビラにつきましては見ております。その概要としては水路管

課長 理費は払う必要がないというような記載になっていたと考えております。

三木委員 今回の件で、払う必要がないということですね。

観光産業課長 今申しあげましたのは、ビラの内容としては、払う必要がないという記載になっていたというふうに理解しているということでございます。

都市建設部長 西谷議員が配布されたビラ、特に小さいものを別途付けて、配られ、私も当時読んでいますが、これにつきまして町の考えですが、あくまでも東部土地改良区が住民の皆様方に管理費として求められているのは、土地改良法に基づく強制的な徴収ではなく、協力依頼というふうに、理解しております。違法でもなんでもない、これは協力を求められた方が、それに対して理解できるのであれば負担すればよいと、そのように考えております。

吉川委員 少し関連しますが、西谷議員が、すきやねん斑鳩ということで流して、しておられます。その第48号でも、この土地改良区や水利組合が水路維持管理費と称して住民から徴することは違法ですと、はっきり書いている訳です。これは確認しておられますか。

都市建設部長 確認と申しますと、ビラを見たのかということでしょうか。

吉川委員 そうです。

都市建設部長 見ております。

吉川委員 そうしましたら、この、違法です、と書いていますよね。今までの町の答弁では違法でないと、民民でしておられることですので、違法

でないと、私は解釈していたんですが、しかし、こうしてビラを出して、完全に違法だと、それも斑鳩町の、これは失礼になるかもしれませんが、全然知らない方がまかれたのなら別ですが、やはり議員として名前を出している以上は、確かだなという感覚は住民の方は持たれると思うんです。だから、違法ですとビラをまかれておられるのに、それに対する町の対応というのか、どう考えておられるのか。

私でしたらある程度自分で判断して、これは地元できれいにしてもらっているのだから、千円くらい払ってもいいわという気持ちで、私ならそう思うんですけれども、しかし、ビラでこれは違法ですよと言われたら、そうかな、こんなのは払わなくていいんだと、誰でも思います。その辺をやはり、住民がちゃんとした対応が出来るように、町の方も考えてもらいたいと思うんです。仮に私が法に反した、町の条例にも反したことを書いて、私がまいたとします。そうしたら、違いますよと、吉川議員はそうしてまいているけれど、違いますということ、私は住民に知らすべきだと思う。町の方、どこからも、それがなかったらですね、これはあっているんだと、解釈しますよね。だから、住民が惑わされないように、町の方で指導してもらえないかというのが、今日の一番の趣旨なんです。先程の違法というのは、違法でないということもおっしゃってます。それに、これ違法ということで書いてあるんだから、それに対する町の対応を聞かせてください。

都市建設
部長

昨年6月議会の西谷議員の一般質問に対して、これは土地改良法に基づかない民事的な契約行為ということで、住民の同意の中で、合意形成のもとで、集められているものだという答弁をしたと思いますが、その後、東部土地改良区に対しましては、東部土地改良区はこれは土地改良法に定められる法人ですので、その認可監督といった権限は県が有しておりまして、町は持っておりません。ただし、町としても改良区に何らかの勧告であるとか、といったことを考える中で、まず、最初に県に対しまして東部土地改良区に指導をしていただきたいと。この指導の内容は何かといいますと、あくまでも住民の皆様がこの負

担金に対して疑問を持たれているのは、その使途が不明であると、であるから、改良区の決算であるとか、予算の内容を示した上で、その負担金がどういうふうに使われているのかというのを明確にした上で負担金を取るべきだということで、県に指導をお願いしまして、観光産業課からもそういう話を改良区にしております。その後、昨年秋に県の改良区検査がありまして、その中で、今、お願いしたような一連の流れがありましたが、その後、今、議題になっております西谷議員のビラがありましたが、その直後にまた改良区に我々も話をしながら、県の指導を仰ぎながら、別途、農家だけではなく、非農家の方々へも、その負担を求めている趣旨を明確にした文書を、再度出すようにと行うことで、再度、改良区の理事長名でもって、依頼文書を出しております。それでもって、改良区の会員さん以外の非農家の特定受益者の方々に理解を求めようと。あくまでも違法ではないと、言葉を、そこまで強く言っていないですが、理解を求める趣旨の文書を再度流しているという現状でございます。

吉川委員　北村部長がおっしゃっているのは、確かに、昨日議事録をコピーした訳なんですけど、15年の6月に確かにそうおっしゃっている。ただ、一番最後に西谷議員が強く要請するというのでおっしゃっているだけで、それに対する答弁はない訳なんです。西谷議員は自分の判断で出しておられる。しかし、実際には私にすると間違ったビラをまいておられるように思うんです。もう少し中身を代えて、ただ違法というように書かれると、一般住民の方は、違法だったら何も払う必要はないわ、ということになっていくと思うんです。それに対してまた、土地改良区ですか、水利組合ですか、お願いの文書を出されているということなんですけど、それも薄らいでくると思うんです。一方では議員という名前を出されてたら、やはり議員の方を重きに置かれると思うんです。そこに、法的根拠がないとか、いろいろ書いているわけなんです。私がここで指摘したいのは、先程申し上げた、16年1月に書かれた文書についてもですね、細かいことを言ってもどうかと思う

んですが、平成14年12月の議会と15年3月議会において書いてはるけど、私調べますと、12年みたいなのは何も言っておられない。15年の3月と6月に質問しておられる。これ、まず間違っているわけだ。それからここには、先程確認しました、国の一級河川ということを書いてある。確かに一級河川は大和川がある。大和川といたら斑鳩町全域だ。みんなそこへ流れています、最終的に。しかし、そこまで流れていく、小さい川というんですか、用排水路を辿るしというところもあるし、また、地元で管理してもらっている道路、地元で造られた道路じゃなく、水路もあります。それから図面で示される、赤でした里道ですか、水色だったら公有水面だといわれている水路もあります。それは一級河川ではないわけです。だから、こういう間違ったことを書かれた場合には、私はやはりそうでないということを、やはり町民に知らして欲しいと思うんです。それが私は住民に対する、最大のサービスじゃないかと思うんです。また、住民間のいざこざというのか、それをひとつでも解消する方法だと私は信じています。だから、そんなのもう向こうでしていることだから、放っておけというんじゃなく、いいことはいい、悪いことは悪いで、違法とか、法的に言っておられるから、きっちりしておかんといかんと思う。確かに、今、部長が答弁してもらったように、そういう具合に言ってもらえます。これを読んでもらった方はなんだけど、これは、失礼だけど、土地改良区、何人おられるのか知らないけども、読んでおられるの1割も、5分もないと思いますよ。自分のことを言うのはあれですが、議会へ出ていても、もう一回自分で確認しないと云えません。その時は出席して聞いていますが、去年の3月のこと、全部覚えてるかといえど覚えていません。関心のあるものについてはある程度は覚えていても。私は特にこの、15年の6月の最後に書いておられること、それから、議会でも議論をしないといけないと思っているんですけど、15年の8月1日の議会だよりですね、15年の6月の、この私が指摘したことについてのあれでは、ちゃんとはっきりですね、町が法律解釈を誤り、はっきり書いてます。十分な調査もせず、長年に渡り非

農家からの徴収を黙認してきた町行政の失態であると、こう書いておられる。そのまま放っておくと認めているのと一緒にです。私は西谷君をどうかじゃなしに、やはり町民には真意を知らせてあげて欲しいと思う。やはり判断しにくい、こんなの。今、私が申し上げたことは、この議事録を読みますと二度と起きないように、今言った事です、強く要望して私の一般質問は終わります、と書いてある。要望しておられるだけや。要望したらそれは、完全に自分の方が合っていると思っ込んでいても、私はいかんと思う。だから、私は議会だよりについても、もうちょっと真剣に中身を検討して、これは議会内の話だけでも、きちっとしたことを住民に知らすべきだと思うんです。こちらから聞く、違うことを聞かれるから、本人は迷ってしまって、こんな吉川さん払わんでもよろしいのですか、言われる方も実際あるんです。水利の関係とは違うけども、うちらでも神南自治会というのがあって、その中で、まだ神南は、古い言葉かもしれませんが、道づくりというのをしています。出ないと出歩足ももらいますと、それはその地域で決めてしておられることだから、法律に触れるとか、ぞんなのは全然思っていないと、地域の皆さんが総会で決め、されることについては私はそれでいいと思っています、とこう言っている訳です。しかし、悲しいかな、私は法律家でもなんでもないんで、また、はっきり申し上げて、まだ、今のところ弁護士にも意見を聴いていません。だから、私は何とも言えないけども、次はもっと調べてこいと、こうなるかもわからんけども、私はまず、町が率先して、今、町を相手に書いておられることが多い訳だ、だからこの事について、町として今後どういう対応をしてくれるのか、お聞かせ願いたい。

助 役

今議論に挙がっております東部土地改良区の員外者からの管理費用の徴収についてでございます。これはあくまでも西谷議員の主観で、そのピラを書いておられる、この様に考えております。我々と致しましては先程も部長が申しあげましたように、土地改良区並びに水利組合は、その管轄する範囲の灌漑施設、また配水施設を管理すると。そ

の管理によって流水をよくし、そして農業を行う方々の米作り等にも大きな利益をもたらす事を含め、運営を行っておられるわけでございます。そういうことから、先程も申しますように、この件については私は、土地改良区側から言えば、員外者から管理料を徴収することは違法ということではなく、土地改良区の場合はそれを定款で定めるならば、その員外者に対して利益をもたらすということになれば、これは当然徴収が出来ることになっているわけでありまして、ただ、これまで当土地改良区において、各施設を維持管理を行っていく為の費用が要ります、そういう費用を慣行によって徴収されてきた経緯があるわけですから、農業者は非常に、今、浄化槽が普及しまして、そしてある水路にはそのものが出ている。管理面に対して非常に苦勞されています。ましてや、農業者の後継者がいないということから、その管理する方々も不足しています。そういうことで人夫単価を上げなければならないということ、非常にお金がかかるわけですから、そういう中で、申し訳ございませんが、こういうことで費用が要りますので、員外者の方にご協力をお願いしたい。こういうことで徴収をされておられると、このように思います。ましてやこういうことになりましたと、東部土地改良区は、土地改良区内の組合員及び員外者に対して、こういうことで頂いておりますということ、理解をしていただくべき対応をすることが当然であろう。あくまでも土地改良区は土地改良法に定められた法人であります。定款によって全てが出来るわけですから、その定款によって事業が出来る以外に、いろいろな問題が起これば、吉川議員がおっしゃいますように、本町においては地方自治法に定めております151条ですか、それによって町は指導勧告ができます。こうした問題については、その員外者に対して理解を得てもらうような、各水利組合、土地改良区が努力すべきであると思っております。町は直接住民の理解を得るための対応を図るものではないと、私はそう考えております。議員の質問に対して意に沿えない事であったと思いますが、こうした町の見解でございますので、町としてはこの件に対しては、こうだというような、住民の理解を得るべく内容の啓発というものをする必要

はない、あくまでも改良区がすべきである。改良区は法人ですから、その法人が対応すべきであると思っています。それによって間違っただけが起これば指導監督者である県、並びに地方自治法に基づく、町が指導監督すべきだと、この様に考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

吉川委員　　ご理解とか、私は状況は理解しているつもりなんですけれども、やはり住民の方が迷わされないように、していかないといけないと思う。議会だよりの15年の8月1日号にも、改めて町のずさんさを指摘しておられる訳です。私はそうじゃないと思っている。しかし、それを説明してもやはり、もらわれた方は配られたなによって、やっぱりそう解釈されるわけだ。これは、私には責任は別になんていうんですけれども、やはり機会あればその度に、今、西谷議員が出しておられるように、やはり出すべきだと、つくづく最近思っています。しかし、悲しいかな、私はあまり文章が上手じゃないし、何もいい格好しないといけないことはないし、私は真実で生きていこうと思っているから。やっぱりこれには、皆さん関心持っておられるわけだ。私が思っていた以上に関心持っておられます。これから特にそうなっていくと思います。重視されるわけだから、間違いは間違い、誤りでこの様に正しているんだということを、町も住民の皆さんに説明をする思念が欲しいと思う。広報を使ってでもやるべきだと思うんです。そうでないと住民の方、迷われる。国の一級河川と書いてある。国の一級河川は大和川です。大和川まで流れていくのに、どれだけ川通っていきますか。なにについては、必ず、どこかの水利が管理しているとか、自治会で管理してもらっている水路とか流れて、また、準用河川流れる、それからまた、県の一級河川流れて、行っていると思う。大和川も境界から向こうは北葛でしょ。そこまで管理のなになが、及ぶのか、そこまで流しているから協力費もらおうというのは絶対あり得ないと思うんですよ。ここでお願いしたいのは、こういうのを出されて、どうしても町の方で納得できない分については、また、答弁と間違っただけであつたら、

町はこういう答弁はしていませんと、特にこの排水については、協力費もらっておられる、それは民民で、部長が答弁されているように、民民で話し合いでもらっておられる、強制的でもないわけです。だから、違法でないということを、ちゃんと知らすべきだと私は思うんです。そうでないと、住民たまったものじゃない。払っておられない方でも、やはり自分が流し、自分が掃除に行ったらいいが、掃除にいけないので、千円くらいだったら払ってもいいわという方があるわけです。しかし、隣の方から、それは違法だと言ってますよと言われてたら、吉川さん払えませんかと言っておられる。それはあなた自身の判断でしか、私は払いなさいとか、協力してあげてくれということは言えるが、払いなさいとは言えないと言っているけど、違法だと書いてあるのに、やはり払う人が少なくなっていくよ。それと、初めに聞かせてもらった、町内の一級河川から、県の一級河川、準用河川、下水路も含めて、私は町で、ちゃんとした管理をもっとしていくべきだと思うんです。ただ、そうしたら町へみんな任すんじゃないし、他よりちょっときれいにしようかと、仮にひと月に1回、掃除してもらっていても、地区によっては、毎日行ってもらっていても、その後に、日本の一番悪いところですよ。それはまた、地域の皆さんが協力をお互いにし合って、掃除しようかと、年に1回か、2回です。その辺をきっちりしていかないと、私は、そういう行為がお互いなくなっていくんじゃないかと、ひいては自治会ひとつ同じ事です。納める必要ないと言われるかも分からない。自治会費を納めるのに法的根拠ありますか。私はないように思う。それは自治会で決めて、こういうふう運営していこうか、神南の場合でしたら、宮さんもあるし、お寺もあるし、お寺の場合、土地はお寺のものだけど、管理は自治会でしょうということですので、それらに要する費用を全部でしている。取ったらだめといわれたら、また出す法的根拠といわれたら、私ははっきり言って、ないと思います。それはそこに住むものがみんな、墓に草が生えたらみんな刈る、またごみの処理をしないといけない、いろいろ要ります。それはみんなが決めて出すのだから、違法でもな

んでもないと思う。だから、もうちょっと強い態度で、町も指導をしてほしいなど、こう思うんです。最後に、その見解。

助 役

町といたしまして、先程私が申し上げた、各水利組合、土地改良区が維持管理をされている内容について申し上げました。委員皆さんも、そういうことで、管理費もよく要するという事も、また、住民の皆さんに説明をしていただきたいと思うわけでございますけれども、この問題について吉川議員の指摘によって、我々が逆に対応するという事は、非常に町としては気になる面があるかと思います。あくまでも、そういった形のビラや撒かれた方については、その本人としての見解を申しておられるということで、あくまでも、我々は見解の相違といえますか、我々としてはそういう見解を持たざるを得ないと思います。ただ、我々といたしましては改良区の総会、また、水利組合の総会、耕地協会等、含めた中で、これについては詳しい説明をしながら、その対応をしてまいりたいと、このように考えております。そういうことで、適切な指導をしていかなければならない、このように思っています。どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

吉川委員

最後をお願いになるわけなんですけれども、やはり、議員もいろいろ研究して、質問されるんだから、それについて、共鳴というか、合っている所は、大いに、町も謙虚な気持ちで直してほしいと思う。その代わり、極端に言うと、私が申し上げても研究不足なところがあって、間違ったことがあったら、吉川言ってるからというのではなく、誰であっても、きちっと、いけませんよと、法的に認められませんか、はっきり、これからはしていかないと、住民の皆さんが一番迷われるし、そういう点で私たちも勉強しないといけませんし、町も勉強してもらって、いけないところはいけない、それは違うということ、きちっと言えるようにしてほしいと思えますので、よろしく願いしておきます。

委員長

私もずっと農業をしてきまして、今の土地改良区の問題、国水は登記で青で上がってますよね。うちの村も今まで井戸水で農家していた。最近は大いボーリング掘ってしていますが、水路について、用排水と家庭雑排水、混じっているのもあります。うちは水路というのは、個人の田んぼを借りて、水路作っている水路がほとんどです。そこに流されたら、文句を言う人があるんです。耕地協会の問題と、今、言われて、利用でもないとなれば、これが今度返した水路、潰してしまったら、水が流れないじゃないかと、こういう場合どうなりますか。

うちは農家が出し合った水路が相当あります。これは年貢を払っております。登記で載っている青の水路は少ないです。ここに流すのだったら、協力金いただきたいということと言ったら、出す必要ないと、いう事を言われて、5階のマンションも掃除は出てくれないし、三代川の河川敷、つゆというのは、上流の阿波保育所から水を運んでくるのに、その水路は個人の土地を借りて、持ってきています。郡山土木がしたから、うちは払う必要ないと、こういう問題でているんです。うちは三代川改修の時に、元々水を流していたから、水路造ってくれて、土木にしてもらったけど、その上、全部はみんな個人の土地を出し合って水路造っているんです。この場合、払わないと言われたら、水路を潰そうじゃないかと、こんな場合どうなります。その点教えてください。分かる範囲で結構です。

助 役

これは難しい話で、一般的に申し述べておきますと、勝手水路というのは、個人が造られた水路、また、水利組合、改良区が造られた水路、それによってそれぞれの団体が管理しておられる。そこに排水をするのに協力を求めていくということに対して、その排水される方は拒否されるということになれば、これは所有者との契約が成立しないわけですね。あくまでもそういう費用が要るならば、私用の水路に排水をされるのだから、当然あなたはその負担を払うべきものだという話の話し合いをしてもらわなければならないと思います。やはり慣行に流されている水路に限っては、水路を潰すとか拒否は非常に難し

いと思っております。

委員長

うちの大字としては家を建ててこられたときに、協力金としてくださいと、あとは要りませんと、法隆寺の土地改良区は毎年幾らか請求されているのと違いますか、うちは1回だけと、その代わりその方は、川掃除に出てもらってません。うちで全部しますから。だから1回出してもらったら、これで永久に出来るのと違うかと言っても、これは出す必要ないと、こういう話が出てきているということは聞いています。それだったら、川を蓋してしまおうかと、うちこっちから水入れたらどうだという話も出ています。だから、5階のマンションが建ったときに、あの川は郡山土木がした、関係ないと、下へ流れたら、私ら吉中へいくところのつゆ、あれは安堵領のところについているつゆが、目安池へ持っていくのに造ったものです。全部田持ちで借りているから、村から年貢しています。そこへどンドン流されて、やはり汚れたら村もやかましく言って、私も水質検査してもらったこともありますが、それを新しく来られた住民の方、認識してもらわないと、いや、これは水路だと、国有水路みたいなもので流してもいいんだと、こういう解釈してもらったら、こういう問題が起きると、ただ、この水路は国水か、ということをはっきり、その方に言って、これは個人で付けて、出し合って、我々農家のものが、その地代を払って借りてしているということを説明してもらったら、私はいいかなと思います。毎年もらうというのは、これはちょっと、今言われるように、法人なのでどうなるかわからないが、うちは家を建てて来られた時に、1回、昔のままで5万円くださいと、いやそんなん出す必要ないと言われております。また、1回出したら、もうこれで永久に流させてもらえますかと、排水も出来るし、川掃除にも出ることが必要ないというので、いただいております。業者さんによって、出さなくていいという業者さんと、協力金出しますよと、黙っていても持ってくるころあります。これは建てる業者さんによって、いい知恵借ってきて、出す必要ないじゃないか協力金、放っておけると言われるけども、もし、個

人が出し合った水路だったら、逆に大きい団地だったら、潰してしまうかも知れない。私も、それを言うんです。それを理解してもらわないと困ると。西谷議員が、吉川議員言われるように、そういうことを書いて出すと、これは何も流していいんだと、金も出す必要ないと、こういう解釈したら、農家はますます難儀です。私らもそれで、どうしようと、村でも議論して、わずかでもいただいたらどうかということで、それで話が付いたのは最近でございます。新しく来られた方に、このつゆは、登記に上がっているか、青で上がっているか、個人で造ったつゆかということ、はっきりやはり認識してもらわないと困る。一概に物を言ってもらったら、一生懸命にみんな出し合って造った、その川が鈍ってしまうという問題があるので、こういうね、部長さん、考えておいてください。もうひとつだけ、もとの坂井パイプの東側の堤防、風船ダムの間、県から去年の夏でした、来てくださって、車1台、もう3年は放置しています。撤去してくれといたら、具合悪いと、警察に言って、立会いで中を開けると、これはナンバーも付いていませんけど、4月で1年になるけど、いまだにまだ置いています。地元の農家の方は、草を刈るのに、その車があるために刈れない。私に言われるが、県に来てもらって、もう直ぐ引き上げてくれるが、もう直ぐ3年になります。それを、土木に去年の4月に来てもらって、どうなっているか、警察へ行って、警察立会いで中開けて、盗難車か、事件物か、ちゃんと調べて、早く撤去してもらわないと、私恐らく国土交通省の方だったら、ナンバーなかったら、持って帰ってくれると思います。県は正規の手続きを追っておられるから、警察へ一旦言って、警察立会いで中開けて、調べて、盗難届けが出ていたら、事件物になるからということで、直ぐに出来ませんというけども、もう3年になる。こちらから郡山土木に言われたから、来てくれたと思うけど、もう7月までじきです。草刈るのに邪魔になる。タイヤ当たったら、文句言われる。そういう話ばかりです。ちょっと、それだけ、県の出向の部長さん、ひとつ土木に行って、早く撤去してあげてくれと、草を刈ろうにも刈れないということを書いてもらえないかと思って、私

のお願いです。丁度、5階建てのマンション建った、50メートルほどきたところの、東の堤防、三代川との間です。白い車です。ちょっと、それだけもう一度確認してもらえないかと思い、お願いします。

委員長 他ございますか。

(質疑なし)

委員長 ないようでございますので、委員会の議案であります、3月議会に予算審査特別委員会が設置されますので、建設水道常任委員会から2名の委員の出席をお願いしたいこととなりますが、委員会で確認をしておきたいと思えます。

(協議)

委員長 2名ということで、飯高委員、吉川委員、お願いします。その他についても、これで終わります。以上を持ちまして、本日の審査案件につきましては、全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただけますか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けします。町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

(午前10時28分 閉会)

